ロシアでの模倣対策として ユーラシア連合商標制度を利用する



著者: Vladimir Biriulin1

編者:黒瀬 雅志2

「ユーラシア経済連合における商標、サービスマーク及び地理的表示に関する協定」(ユーラシア連合商標協定)の草案が公表され、2018年に発効する予定である。ロシアを含むユーラシア経済連合加盟国間においては、国境での税関検査が行われないことから、ロシアで模倣対策を行うためには、ロシア税関だけではなく、加盟国すべての税関での水際対策を取らなければ効果が上がらない。現在は、すべての加盟国に個別の商標登録出願手続きをとる必要があるが、ユーラシア連合商標制度が施行された場合には、1つの商標出願手続きにより、加盟国のすべてで効力を有する商標登録を行うことが出来るようになる。ユーラシア連合商標制度は、近いうちに運用の開始が予定されている統一税関登録簿を効果的に活用する上でもメリットがある。

【ユーラシア連合商標協定草案の公表】

「ユーラシア経済連合における商標、サービスマーク及び地理的表示に関する協定」(ユーラシア連合商標協定)の草案 3 が公表された 4 。今後、ユーラシア経済連合加盟国で批准されることにより、2018年には発効する予定である。ユーラシア連合商標制度は、欧州連合商標制度のように、統一的に審査・登録を行う欧州連合知財庁(EUIPO)に相当する独立した機関を有さず、各加盟国がそれぞれ独自の実体審査を行うという特徴がある。この意味で、同じくユーラシア経済連合において運用されているユーラシア特許制度とも異なる。

_ _-----

¹ ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

² 日本弁理士 Gorodissky & Partnersウラジオストク事務所顧問 ロシアの知的財産専門家が執筆した論文を、黒瀬が日本の読者向けに編集し、最近のロシア知財実務の動向を報告する。

³ The Draft Agreement on Trademarks, Service Marks and Appellation of Origin of the Eurasian Economic Union

^{4 2017}年2月2日ロシア政府公表